## ギャンブル等への のめり込みによる借金の場合、 安易な肩代わりは やめましょう。

- ギャンブル等依存症は精神疾患の1つです。ギャンブル等をしたことのある人であれば、**意思の強弱に関係なく、誰でもなり得るもので、**自分の意思ではやめられない状態になってしまいます。
- ご家族が借金の肩代わりをする、**病気を理解しないまま借金の返済を進めると適切な治療・診断に結びつかず、**逆に新たな借金を作ってしまったり、病気の回復を妨げてしまうことがあります。
- ギャンブル等依存症については、医療・相談機関（お住まいの地域の保健所・精神保健福祉センター等）に、借金返済については、**お住まいの都道府県・市区町村や最寄りの財務局に相談しましょう。**
- 本人が回復の必要性を自覚するまでには時間がかかることから、ご家族だけでも相談できますので、周囲の方が専門の機関に相談して、**「適切なサポート」の仕方を知ることからはじめましょう。**

## 貸付自粛制度について

浪費やギャンブル等依存症による借金により、ご本人やそのご家族の生活に支障を生じさせるおそれがある場合、日本貸金業協会または全国銀行個人信用情報センターに**自らを自粛対象者とする旨を申告することで、貸付自粛情報が信用情報機関に登録され、信用情報機関の会員に貸付自粛情報を提供する制度**です。

※申告できるのは原則ご本人のみです。

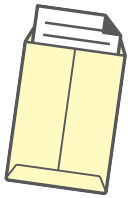

日本貸金業協会または全国銀行個人信用情報センターのどちらかへ申告することで、**3つの信用情報機関（㈱日本信用情報機構（JICC）、㈱シー・アイ・シー（CIC）及び全国銀行個人信用情報センター）に、貸付自粛情報が登録されます。**銀行・貸金業者等は、貸付自粛情報を、契約者（申込者）の支払能力に関する調査のために利用します。

## お問い合わせ先

依存症の相談機関や基礎知識などは依存症対策全国センター（NCASA）のホームページをご覧ください。

依存症対策全国センター

https://www.ncasa-japan.jp/

●GA（ギャンブラーズ・アノニマス）【当事者】
046－240－7279

●（公社）ギャンブル依存症問題を考える会
03－3555－1725

●ギャマノン【家族・友人】
03－6659－4879

●（NPO）全国ギャンブル依存症家族の会
090－6737－8665

●GAFA（ギャンブリング・ファミリーズ・アノニマス）【家族・友人】
050－1726－8070

## お問い合わせ先

**日本貸金業協会**
**貸金業相談・紛争解決センター**

ナビダイヤル 0570－051－051

日本貸金業協会

https://www.j-fsa.or.jp/personal/trouble/way/

**全国銀行個人信用情報センター**

フリーダイヤル 0120－540－558
TEL（携帯電話から） 03－3214－5020

全国銀行協会

https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/selfcontrol/

バイオマス No.200186
古紙パルプ配合率60%再生紙を使用

和歌山県

# 家計のお悩み相談してみませんか？

ギャンブル依存　肩代わり　借金　債務　ヤミ金融　ローン

借入れ・ローンの返済などにお困りの方は
こちらのリーフレットをご覧ください。

金融庁
Financial Services Agency

# 多重債務問題で困っても、ヤミ金融には絶対に手をださないで。

**正規の貸金業者とは、国（財務局）・都道府県で**
**貸金業登録を受けています。**

※SNSなどを通じた個人間でのお金の貸し借りや、給与ファクタリング、後払い（ツケ払い）現金化においては、ヤミ金融業者による違法な貸付けや、個人情報の悪用などの犯罪被害やトラブルに巻き込まれる危険性があります。

ヤミ金融の手口は巧妙で手が込んでいます。
実際の被害や手口、ヤミ金融業者の情報を確認し、
被害にあわないようにしましょう。

日本貸金業協会

https://www.j-fsa.or.jp/topics/association/dark_finance.php

ヤミ金融から連絡があっても、
毅然とした態度で、
**無視しましょう。**

※連絡を取ることがあなたの情報を与えることになります。

もし被害にあってしまったら一人で悩まず、
**まず相談。**

悪質業者の被害にあった時は、

日本貸金業協会　都道府県庁の相談窓口
消費生活センター　警　察

などにすぐ連絡してください。

金融庁のホームページでも多重債務問題について掲載しています。

金融庁　多重債務

https://www.fsa.go.jp/policy/kashikin/

## 多重債務に関するお問い合わせ先

消 …… 一般消費者からの相談を受け付けている相談窓口
事 …… 事業者からの相談を受け付けている相談窓口

**消 近畿財務局**
9:00～12:00、13:00～17:00
（月～金曜日）
※祝日を除く
06-6949-6523

**消 和歌山県県民相談室**
【面接】9:00～16:30（月～金曜日）
※祝日を除く
【電話】9:00～16:45（月～金曜日）
※祝日を除く
073-441-2356

**消 消費者ホットライン**
※お近くの市区町村や都道府県の消費生活センター等の消費生活相談窓口をご案内します。
188

**消 事 法テラス・サポートダイヤル**
9:00～21:00（月～金曜日）、
9:00～17:00（土曜日）
※祝日・年末年始を除く
0570-078374

**消 和歌山弁護士会夜間無料法律相談センター**
18:00～20:00（金曜日）
※相談予約の受付時間
9:15～12:00、13:00～17:00
※相談日当日の10:00までに予約をしてください。
073-422-5005

**消 事 和歌山県司法書士会**
10:00～15:00（月～金曜日）
※祝日を除く
073-422-0568

**事 日本弁護士連合会**
**ひまわり中小企業センター**
**（ひまわりほっとダイヤル）**
10:00～12:00、13:00～16:00
（月～金曜日）
※祝日を除く
※電話で受付、面談により相談。
※地域により無料相談実施状況が異なりますので、お電話の際にご確認下さい。
0570-001-240

## ■ 法テラスについて

法テラスは、国が設立した公的な法人です。全国の法テラス事務所では、収入や資産が一定基準以下であるなどの条件を満たした個人の方を対象に無料法律相談を実施しています。

## ■ 司法書士について

司法書士は、破産申立書等の書類を作成し、この事務について相談に応じることができます。認定司法書士は、個別の債権ごとの価額が140万円以下であれば、代理人として任意整理等の交渉をすることができます。